

○北信保健衛生施設組合職員の交通安全義務違反等に関する処分規程

(昭和 57 年 3 月 26 日 訓令第 1 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 訓令第 1 号

北信保健衛生施設組合職員の交通安全義務違反等の処分に関する事項は、中野市職員の交通安全義務違反等に関する処分規程（平成 17 年中野市訓令第 19 号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。